

公立図書館における利用者情報の管理規定

Policies and Regulations Related to Users' Privacy in Public Libraries

学籍番号：201421575

氏名：稲富 明子

Akiko INATOMI

図書館において利用者のプライバシー保護は重要であるが、現在日本の公立図書館で明文規定に基づく利用者情報の管理が行われているかは明らかでない。そこで本研究では、日本の公立図書館における利用者情報の管理規定の策定および運用に関する現状と課題を明らかにすることを目的とした。研究方法は文献調査、ウェブ調査、訪問調査である。

文献調査では、まず日本図書館協会が策定した利用者情報の管理に関する資料 3 点を対象とし、それらの歴史的経緯を概観するとともに他国との比較を行い、これらの資料が長年改正されていないことを指摘した。次に、日本の組織における個人情報と国内外の公立図書館における利用者情報のそれぞれについて、法令やガイドライン類を用いて情報管理の方法を整理した。それらをもとに、日本の公立図書館における利用者情報の管理方法を検討するための、大きく 7 項目からなる枠組みを設定した。ウェブ調査では日本の都道府県立図書館および政令指定都市立の図書館 67 館のウェブサイトを対象とし、利用者情報の管理規定の収集および文献調査で設定した枠組みを用いた内容の検討を行った。その結果、利用者情報の管理について独立した規定を持つ図書館が半数に満たないこと、これらの規定のほとんどが図書館の利用に関する情報に言及していないことを明らかにした。聞き取り調査は利用者情報の管理規定を公表している図書館のうち 6 館を対象に、規定の策定背景及び運用状況を尋ねた。その結果、利用者情報の管理規定が個人情報の保護のみ定め、図書館の利用に関する情報の保護を定めていない場合、司書資格を持つ職員は利用者の秘密の保護という観点から図書館の利用に関する情報を保護する必要性を認識しているが、司書資格を持たない職員はその必要性を認識しにくい状況にあることが明らかとなった。

以上の調査から、利用者情報の管理規定において利用者の秘密の保護という観点から図書館の利用に関する情報の管理方法を定め、それらに基づく利用者情報の管理を行うとともに、全職員のうちおよそ半数を占める司書資格を持たない職員や利用者に対しても図書館の利用に関する情報の保護の根拠を説明することが課題であると考察された。

研究指導教員：平久江 祐司

副研究指導教員：石井 夏生利